

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特区において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・「研究」資格:修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・「投資・経営」資格:外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	山口県, 京都市, 兵庫県, 富山県, 山形県, 仙台市, 千葉県, 広島県
意見の要点	「構造改革特区推進のためのプログラム」において、「特例措置を講じるに当たっての条件」として、「地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと、及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報することを条件とする。」とされていたが、今回の計画案においては、条件が記述されていないところ、当該条件は付されないと理解してよいか。 また、当該条件を付す場合、地方公共団体がこれらの措置を行うことは適当ではないのではないか。
意見に対する回答	501の特例措置を講じるに当たっての条件欄には「地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと」及び「地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報すること」とあるが、については、地方公共団体の職員がかかる代理申請をできることとする措置を検討するが、条件とはしないこととする。また、については、入管法第62条第2項により、地方自治体には一般的に退去強制事由に該当すると思料する外国人に関し通報する義務があるところ、この義務は特区制度とは別に当然に適切に遵守されるべきであることから、特に特区制度に係る要件とはしない。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	静岡県
意見の要点	「構造改革特区において実施可能な特例措置」の「投資・経営」資格: 会社設立制限の緩和」の具体的内容を明らかにされたい。 また、「特例措置の内容」の「特定研究活動」、「特定研究事業活動」の定義を明らかにされたい。
意見に対する 回答	1 会社設立制限の緩和について、特区法第15条に規定する「特定研究事業活動」を行う外国人については、入管法の「投資・経営」の在留資格に係る基準(入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令)は適用されない。 2 「特定研究活動」等の定義については、特区法第15条第1項のとおりである。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	東京都
意見の要点	「特例を講ずべき法令等の名称及び条項」に「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号」とあるが、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」も含まれると解してよろしいか。
意見に対する回答	提出者意見のとおりである。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	千葉県
意見の要点	特区法第15条第1項及び同条第3項において、特定研究等活動等を法務大臣があらかじめ告示(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件)をもって定めるものに該当するものとみなすこととされているところ、この場合、同告示を改正せずとも、特区法に基づきみなすことが可能となっていると解してよろしいか。
意見に対する回答	提出者意見のとおりである。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	兵庫県, 山形県, 仙台市, 千葉県, 山梨県, 広島県
意見の要点	「特例措置の内容」1 に「当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ」とあるが、「相当程度」の具体的内容、及び「相当程度集積」していることを条件とする必要性について明らかにされたい。
意見に対する回答	「相当程度」の「集積」とは、中核となる研究施設の周辺に、複数の研究施設が集まり、それにより当該地域により高い研究推進の素地が生じることが認められるような状況を想定したもので、これを条件としたのは、このようなポテンシャルを有する地域においてこそ、入管法の特例措置を講ずる必要性が認められるからである。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	兵庫県, 千葉県, 山梨県, 広島県
意見の要点	「特例措置の内容」1 に「これに関連する産業の発展が相当程度見込まれる」とあるが、「相当程度」の具体的内容を明らかにされたい。
意見に対する回答	特区内の経済状況等を踏まえ個別に判断することになると考えられるが、基本的には、特区法の目的である地域の活性化に資する程度の「産業の発展」が見込まれれば足りる。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	仙台市, 東京都, 広島県
意見の要点	「特例措置の内容」1 について、「特定の分野」の範囲を具体的に示されたい。
意見に対する回答	バイオテクノロジーなど主に自然科学系の研究分野を想定したものであるが、それに限られるものではない。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	東京都
意見の要点	「特例措置の内容」1に「特定研究活動若しくは特定研究事業活動」と、同に「特定分野に関する研究のための活動」とあるところ、後者に前者が含まれると解してよろしいか。 また、1に「自ら経営する活動を行う」とあるが、当該活動を行うのは外国人研究者か。 さらに、「研究を行う業務に従事する活動を行う外国人」が併せて「研究の成果を利用して行う事業を(外国人)自ら経営する活動を行う」ことを求めているのか。
意見に対する回答	1 「特定研究活動又は特定研究事業活動」と「特定の分野に関する研究のための活動」とは概念が異なる。 2 「自ら経営する活動を行う」のは外国人研究者である。 3 特定研究事業活動を行おうとする外国人については、単に研究を行うだけでなく、当該研究の成果を利用して経営活動を行う見込みがあると認められることが必要となる。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	鶴岡市, 東京都
意見の要点	「特例措置の内容」1 について, 外国人研究者の会社経営活動が前提とされているが, 事業化だけを前提とせず, 研究活動に重点を置いた認定要件にすべきではないか。
意見に対する回答	本特例措置は, 基本的には, 産学連携が推進され高い研究推進ポテンシャルを有する地域において, 当該連携の成果として, ベンチャー企業の起業等が積極的に行われることを期待して講じることとしたものである。本要件は適当だと考えている。 なお, 「特例措置の内容」1 の要件を満たす地域は, 基本的には, 同1 の要件を満たすものと考えられる。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	広島県
意見の要点	「特例措置の内容」1 に「研究の効率的推進」とあるが、具体的内容を明らかにされたい。
意見に対する回答	本特例措置により外国人研究者を受け入れることで、当該特定の分野における研究が、当該外国人研究者を受け入れなかった場合に比して、より効果的に推進されることを想定したものである。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	広島県
意見の要点	「特例措置の内容」2において、地方公共団体が、特定研究等活動に従事する外国人を受け入れる公私の機関及びその施設を特定することとされているところ、当該特定は「構造改革特別区域計画」において全て行う必要があるのか。特定の必要がある場合、私の機関及びその施設について、企業名及びその施設名も列挙するのか。 私の機関及びその施設には、工場内の研究室も含むと解してよろしいか。 あらかじめ特定するのではなく、必要が生じた場合、地方入国管理局と協議して地方公共団体が随時特定する方が適当ではないか。
意見に対する回答	特区法第15条第2項に規定するとおり、外国人研究者受入れ促進事業を内容とする特区計画認定を申請する際には、実際に外国人研究者を受け入れる(見込みのある)機関及び当該機関の施設をすべて特定する必要があるが、工場内の研究室で研究活動を行う場合には、当該工場まで特定すれば足りる。 あらかじめ特定された施設以外について、追加して特定する必要がある場合には、特区法第6条第1項の規定により、特区計画の変更認定を受けること等で対応することが可能である。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	千葉県
意見の要点	特定研究等活動を行う外国人が、当該活動に従事する機関及び施設以外の機関・施設において、関連する研究活動に一時的に従事することは妨げられるものではないと解釈してよいか。
意見に対する回答	特区法第15条第2項の規定により特定された機関との契約に基づき同項の規定により特定された施設で行う活動であれば、複数の施設で研究活動を行うことも可能である。 なお、特区外の施設又は特区内の特定されていない施設で行う研究活動については、それが特区内の特定された施設で行う研究活動の一環として、一次的に出張等して行う程度のものであれば特段の問題はない。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・「研究」資格:修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・「投資・経営」資格:外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	神奈川県
意見の要点	本特例措置の対象となる外国人が、学会やシンポジウムへの出席、調査活動、営業活動との理由により、一時的に特区外で、「特区内における研究活動及び特区内の事業を運営する活動」に係る活動を行う場合、これらの特区外での活動が許されるものとして解釈してよいか。
意見に対する回答	特区外において収入を伴う事業運営活動又は報酬を受ける活動に当たらない非就労活動を行うことは可能であり、さらに、報酬を受ける活動であっても、業として行うものでない場合に限り、講演、講義その他これらに類似する活動など(入管法施行規則第19条の2)を行うことは可能である。 特区外の施設又は特区内の特定(特区法第15条第2項)されていない施設で行う研究活動については、それが特区内の特定された施設で行う研究活動の一環として、一次的に出張等して行う程度のものであれば特段の問題はない。 なお、特定研究事業活動を行う外国人については、特区内に主たる事業所を有する場合には、特区外で業務を行うことも可能である。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	仙台市
意見の要点	「特例措置の内容」4について、在留期間の起算日はそれぞれ許可の日からと解してよいか。
意見に対する回答	基本的には提出者意見のとおりであるが、特区法第15条第5項第4号に規定にする、在留期間更新許可を受ける場合などには、当該許可を受ける際に有している在留期間の満了日の翌日から起算することとなる。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・「研究」資格:修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・「投資・経営」資格:外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	兵庫県
意見の要点	「実施主体」に「研究のための活動の中核となる施設」とあるが、具体的にどのような施設が明らかにされたい。大学、企業、独立行政法人との所属や規模、設備等は問わないのか。
意見に対する回答	「研究のための活動の中核となる施設」とは、特区内の特定分野の研究推進の中核的役割を担う施設のことであり、主に大学の研究施設を想定したものであるが、それに限られるものでなく、民間企業又は独立行政法人の施設であっても産学連携の中核としての役割を担い得る施設であればこれに該当する。 規模及び設備等については、研究分野により個別に判断することとなる。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	仙台市
意見の要点	「実施主体」について、「研究する施設を有する機関」は、国立大学の場合、単に大学として足りるか、あるいは学科、研究所など詳細な所属まで求められるのか、「機関」の定義を明らかにされたい。
意見に対する回答	「実施主体」とは、「研究する施設を有する機関」で、外国人研究者受入れ促進事業の実施に関して最終的に責任を負う機関をいう。 なお、特区法第15条第2項で、特区計画認定の申請をする際には、当該機関のほか施設まで特定することとなっている。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	兵庫県, 千葉県
意見の要点	「想定対象地域」に「産学連携が推進されている地域」とあるが、これについては、特区法第15条第1項第1号及び第2号を分かり易く表現したものであり、同法に規定された内容を超えた何らかの要件設定を含意しているものではないと解してよろしいか。
意見に対する回答	提出者意見のとおりである。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	501, 502, 503
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・ 「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・ 「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和
意見提出者名	福島県
意見の要点	「同意の要件」について、「地方公共団体が、機関及びその施設について(中略)特定すること。」とあるが、追加で機関を特定する場合、届出でよいのではないか。
意見に対する回答	特区法第15条第2項の規定により特定される機関及び施設は、外国人研究者受入れ促進事業を内容とする特区計画の重要な要素であるので、当該機関又は施設を追加する場合には、原則として、特区法第6条第1項の規定により、特区計画の変更の認定を受けることが必要となるものと考えられる。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	504, 505
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	構造改革特区に係る外国人からの入国, 在留諸申請の優先処理 永住権取得要件の緩和
意見提出者名	千葉県
意見の要点	「特例措置の内容」1において, 「特定事業の対象となる外国人若しくは特定事業の対象となる公私の機関との契約に基づいて活動する外国人」等とあるところ, この場合の「対象」の概念について明らかにされたい。
意見に対する回答	本特例措置は他の特定事業と併せて実施されるものであるところ, 他の特定事業において, 規制の特例措置の適用を受ける若しくは受けことが予定されている外国人, 又は規制の特例措置の適用を受ける若しくは受けことが予定されている公私の機関との契約に基づいて当該特例措置に係る活動を行う外国人に対し, 本特例措置の実施を予定している。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	504, 505
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	構造改革特区に係る外国人からの入国, 在留諸申請の優先処理 永住権取得要件の緩和
意見提出者名	兵庫県, 福岡市
意見の要点	「特例措置の内容」について「特定事業」を関連事業まで拡大できないか。
意見に対する回答	特区計画申請の際, 地方公共団体が, 本特定事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称, 実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称, 所在地及び当該活動の内容を, 構造改革特別区域計画において明示していることを条件として, 対象となる事業を「関連事業」まで拡大することとする。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	504
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	構造改革特区に係る外国人からの入国，在留諸申請の優先処理
意見提出者名	兵庫県
意見の要点	「特例措置の内容」について，構造改革特別区域専用の窓口，申請書類を設けるのか等，「優先的に処理する」の具体的内容を明らかにされたい。
意見に対する回答	構造改革特別区域に係る外国人に関する申請を受け付ける窓口を設け，他の案件と区別して迅速に処理することを検討しているところである。なお，専用の申請書類を設けることは予定していない。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	504
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	構造改革特別区域に係る外国人からの入国，在留諸申請の優先処理
意見提出者名	仙台市
意見の要点	「特例措置の内容」に「特に迅速な審査が行われるように，他の案件と区別して優先的に処理する」とあるが，審査を担当する地方入国管理局における標準的な処理期間を具体的に明示されたい。
意見に対する回答	事務処理人員が限定されており，特区計画が認定される地方公共団体の数，本特例措置の対象となる外国人の人数等によって処理期間は異なることとなり，現時点において標準的な処理期間を示すことは困難である。
担当省庁名	法務省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	505
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	永住権取得要件の緩和
意見提出者名	兵庫県
意見の要点	「特例措置の内容」について、「我が国への貢献」の具体的に例示されたい。
意見に対する回答	永住者の在留資格は在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、永住許可については特に慎重な審査を行う必要があるところ、特定事業に係る活動を通じて地域社会の活性化に貢献する等、対象となる外国人が日本社会に永住することが日本国にとって有益であるかどうかという観点から、個々の申請について判断することとなる。
担当省庁名	法務省